

紀伊半島大水害(台風12号災害)に係る県税の減免等

奈良 県

1. 申告などの延長・猶予

災害により、期限までに県税の申告・納付などができない方は、その期限が延長されます。

●県が一律に延長しているもの：

一部の地域を除き、平成23年9月2日以降に到来する申告・納付などの期限を平成23年11月30日まで延長します(一部地域については別途期限を指定します)。

対象の地域	県税の申告、納付等の期限
五條市(大塔町を除く)、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村(大字北股を除く)、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	平成23年9月2日から同年11月29日までに期限が到来する県税については、11月30日が申告、納付等の期限です。
五條市大塔町、野迫川村大字北股、十津川村	別途、県税の申告・納付等の期限を指定します。

●それ以外の場合：

期限を超えても申告等ができない事情がある場合は、県税事務所に個別に申請することにより、申告・納付などの期限の延長が認められる場合があります。

2. 住宅・家財・事業用資産などが被害を受けた方

●個人市町村民税が減免された場合：

減免された割合と同じ割合で個人県民税の税額が減免されます。
※市町村が減免手続きを行いますので、県への申請は不要です。

●個人の事業用資産に被害があった場合：

損害の程度に応じ、個人の事業税額が減免される場合があります。

●法人の資産に被害があった場合：

損害の程度に応じ、法人の県民税(均等割)が減免される場合があります。

●災害のあった日から3年以内にその代替不動産を取得した場合：

代替不動産の取得に対して課される不動産取得税の税額の一部が減免されます。

- 被災前に取得した不動産に係る不動産取得税について：
損害の程度に応じ、減免される場合があります。

3. 自動車被害を受けた方

- 災害によって自動車が滅失又は使用不能となった場合：
当該事実の発生した日の属する月の翌月以降の自動車税額が減額（還付）されます。
また、取得直後（1月以内）に災害により滅失・損壊した場合には、自動車取得税額が減免（還付）されます。
自動車定置場が警戒避難区域内に所在する等により、使用できない状態にあると認められるときには、自動車税の課税が留保される場合があります。
- 災害によって損害を受けた自動車の修理に一定の費用を要した場合：
自動車税額の一部が減免（還付）される場合があります。
- 災害によって滅失又は使用不能になった自動車に代わる自動車を一定期間内（6ヶ月以内）に取得した場合：
被災自動車の通常取引価格に税率を乗じた額が、代替自動車の税額から減免（還付）されます。

問い合わせ先

減免等の要件及び必要書類等について、詳しくは下記の問い合わせ先にご相談ください。なお、別添のリーフレットも参考にしてください。

事務所名	電話番号	所在地	所管区域
奈良県税事務所	0742 (25)0771 (代)	〒630-8131 奈良市大森町57-12 奈良総合庁舎内	奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、山辺郡、生駒郡
自動車税第一課	0742 (26)1177		奈良県全域 (自動車税関係)
自動車税第二課	0743 (57)0300	〒639-1037 大和郡山市額田部北町 981-8	
高田県税事務所	0745 (22)1701 (代)	〒635-8525 大和高田市大中98-4 高田総合庁舎内	大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、高市郡、北葛城郡
桜井県税事務所	0744 (43)3131 (代)	〒633-0062 桜井市粟殿1000 桜井総合庁舎内	桜井市、宇陀市、磯城郡、宇陀郡
吉野県税事務所	0746 (32)2687	〒639-3111 吉野郡吉野町上市133 吉野町中央公民館内	吉野郡
総務部税務課	0742 (22)1101 (代)	〒630-8501 奈良市登大路町30	